

第8節 郵政行政の展開

1 郵政行政の推進

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）」が平成24年4月27日に成立、5月8日に公布され、同法によって、これまで郵便のみとされていたユニバーサルサービスが、貯金・保険の基本的なサービスにも拡充され、郵政三事業（郵便、貯金、保険）が郵便局において一体で利用できるような義務付けられるようになるなど、利用者利便の向上につながる改正が行われた。

このように、郵便に加え、貯金・保険の基本的なサービスがユニバーサルサービスとされたことや「規制改革実施計画^{*1}」（平成25年6月14日閣議決定）において、一般信書便事業の参入要件の明確化と特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場の活性化方策について検討することとされたことを踏まえ、総務省は、平成25年10月、郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について、情報通信審議会に諮問した。平成26年3月には、特定信書便事業の業務範囲について、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当である等を内容とする中間答申を受けた^{*2}。

一方、郵政民営化法（平成17年法律第97号）により、政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものと規定されている。また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第107号）により、政府は、復興財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式をできる限り早期に処分する旨が規定されている。同社は、平成26事業年度事業計画において、株式の早期の上場及び政府による株式処分を可能とするため所要の準備を急ぐとしており、また、同社は、平成26年2月26日に公表した中期経営計画において「上場を見据えグループ企業価値の向上」を中期的なグループ経営方針の一つの柱としている。

こういった状況を踏まえ、総務省としては、郵政事業のユニバーサルサービスを確保しつつ、国民が郵政民営化の成果を実感できるよう、民営化の着実な推進に取り組んでいく。

2 国際分野における郵政行政の推進

(1) 万国郵便連合(UPU)関係

2012年（平成24年）9月～10月にカタール・ドーハで開催された第25回万国郵便大会議において、国際郵便のルール等を定めた連合の文書（万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定）が採択された。同連合の文書は、平成25年第185回国会において承認され、2014年（平成26年）1月1日に発効した。

大会議では、ネットの普及等の環境変化に対応し、郵便セクターが今後果たしていくべき役割・方向性を示した向こう4年間の万国郵便連合（UPU）の活動戦略（ドーハ郵便戦略）が採択された。その中の戦略計画に日本が提案した「災害対策の促進」が盛り込まれた。これを受けて、日本は、UPUの災害対策プロジェクトに対し人的、財政的貢献を行っているほか、日本から東日本大震災での経験、災害危機管理に盛り込むべき要素（郵政事業の業務継続計画・マニュアル等の策定、情報伝達ルートの確立、被災地のニーズに合った迅速な業務支援等）等について発表を行うなど世界各国に向けた情報発信も行っているところである。今後とも、UPUにおける研究及び関連の作業に対して積極的に参画し、世界各国の郵便事業体の災害対策力強化に貢献していく。

(2) 日本型郵便インフラシステムの海外展開

日本の郵便は、正確性・迅速性において高い品質を有しており、総務省においては、政府の「インフラシステ

*1 規制改革実施計画：<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/publication/130614/item1.pdf>

*2 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」（平成25年諮問第1218号）に関する情報通信審議会からの中間答申：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu14_02000031.html

ム輸出戦略^{*3}」の一環として、郵便事業の近代化・高度化に取り組む新興国・途上国に対し、我が国の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術の提供を通じて、相手国の社会経済の発展や両国間の関係強化等に繋げるよう、日本型郵便インフラシステムの海外展開に取り組むこととしている。この取組みに当たっては、郵便業務に関する技術指導などの協力と併せて、郵便や郵便局窓口を活用した各種ビジネス・サービスを相手国に提案することによって、当該ビジネス・サービス分野への参入機会の創出を図り、関連する知見を有する我が国企業の円滑な参入を促すこととしている。

具体的な展開先として、現在、ミャンマー連邦共和国との協力が進んでいる。2013年（平成25年）以降、総務省はミャンマー通信・情報技術省との間で、大臣間の会談をはじめとした、ハイレベルでの協議、また実務レベルでの協議を重ね、2014年（平成26年）4月、郵便分野における協力に関する覚書を締結した。本覚書に基づき、同年5月より、日本から郵便分野に関する専門家を現地に派遣して業務指導を行うなど、具体的な協力プロジェクトを開始している。

また、ベトナムとの間でも、郵便分野における協力内容の具体化に向けた実務的協議を進めている（第2章第3節3（3）イ（イ）参照）。

3 信書便事業の推進

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）により、民間事業者も行うことが可能となった^{*4}。

信書便法は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、選択の拡大による利用者利便の向上を図ることを目的としている。信書便事業には、一般信書便役務を全国提供する一般信書便事業（図表6-8-3-1）と、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務を提供する特定信書便事業（図表6-8-3-2）がある。そのうち、特定信書便事業については、既に約400者が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け、配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙やぬいぐるみ等と一緒に配達する電報類似サービス等が提供されている。

図表6-8-3-1 一般信書便事業

一般信書便事業(基礎的なサービス):許可制

a : 対象サービス:長さ・幅・厚さがそれぞれ 40cm・30cm・3cm 以下であり、重量が 250g 以下の信書を国内において差し出された日から、原則3日以内に送達する役務

b : 参入の条件:

- ・全国提供
- ・信書便差出箱の設置義務
- ・週6日以上での配達
- ・秘密の保護
- ・適切な事業計画及び適確な遂行能力

図表6-8-3-2 特定信書便事業

特定信書便事業(高付加価値なサービス):許可制

a. 対象サービス:次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

①3辺 90cm 超、重量 4kg 超 ②3 時間以内 ③料金 1,000 円超

b. 参入の条件

- ・秘密の保護
- ・適切な事業計画及び適確な遂行能力

*3 インフラシステム輸出戦略: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai4/kettei.pdf>
 *4 信書便事業: http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を総合通信局及び沖縄総合通信事務所（全国11箇所）において開催しているほか、事業者や利用者の団体と連携した説明会も拡大している。

また、ここ数年は、信書を差し出す大手企業や地方自治体等に対して、総務省職員が直接訪問して周知する活動も実施している。

平成26年度は、動画で信書の定義を解説したDVDを作成し、上述の説明会や地方自治体等への訪問時において活用するとともに、その動画を総務省動画チャンネルでも配信^{*5}するなど、より分かりやすい周知活動を推進していく。

図表 6-8-3-3 信書の定義解説DVD



*5 <http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE>